

農作物にも特許

新品種に法的保護

農水省 国際条約加盟に準備

農業の世話にならなくても、害虫や病気に強い野菜、おいしい実をたくさんつける果樹、長距離輸送にも耐えられる茎のしつかりした草花……など、優れた性質をもつ農作物の開発が盛んに行われているが、このような新品種に工業製品並みの「特許」を認め、品種改良の努力に報いようとする制度への動きが、ここから世界的に展開されようとしている。

農業も肥料で面積あたりの収穫量を高め、耕地をひいて増産するところから、これまでの方式が一七七〇年代に盛んになった野菜、増産技術の導入によって、品種改良が脚光をあびている。

ところが農作物の品種改良の作業は地味なうえに、費用と時間がかかる。作物の種類によって異なるが開発には平均十年。おまけに、せっかく優れた品種を作っても、法的な保護は加えられないため、開発した人の努力は報いら

ず、他人に次々と使われ放された。そのため、さまざまな新品種の育成はこれまでは農業試験場など公共機関が開発の中心、人も金も思うまじりに集まらなかった。だが、優れた品種を作れば十五年以上は権利が保護されるとなれば、民間企業による品種改良事業も活発化する。最近、日本産の新品種が海外で利用されるケースも増えており、こうした種や苗に「農業特許」をつけば国外でも

えられた種や苗の野放し利用にも制限が加えられる。使用料、を付けることで国産資源、国産技術としての地位を確保することもできる。

こうした「農業特許」の考えは、二十年前に欧州数カ国を中心とした「新植物新品種の保護に関する国際条約」(UPOV条約)として具体化した。現在はイギリス、オランダ、スイス、南アフリカなど加盟国はまた十九国と小規

模。しかし「農業特許」が十分商売になりうるという判断が欧米の産業界に広まり、それに目をつけた石油のシエル、医薬品の手バガイキーなど大資本がすでにこの品種改良分野に手をのびている。この結果、八〇年代は各国で種苗の資質が進むと予想されている。

そのため日本でも、遅ればせながら昨秋、同条約に署名、国内的には種苗法を改正、農林水産省に種苗法を新設して新品種保護の体制を整備、正式加盟の準備を進めている。アメリカも近く加盟する意向で、日米両国がこの動きをきっかけに中南米やアジアの諸国も追随しそうな情勢だ。

わが国でも種苗法の改正に基づいて新品種登録の出願申請が相次いでおり、肥料、農薬メーカー、ビルメーカーなどさまざまな企業がこの分野に進出を始めている。

新品種と認定するまでには、葉の形や花の色、開花期など七十―百五十項目もの審査が必要。そのため、農水省などはコンピュータを導入した審査法を検討しており、将来はそれぞれの品種に特有情報伝子の違いを明記することでも新種の「資格」を保護することも考えられている。